

国立大学法人京都市立大学部局長会議規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事（非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。）</p> <p>(3) 副学長（前号に掲げる者を除く。）</p> <p>(4) 研究科長</p> <p>(5) 附置研究所の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、<u>産官学連携センター長</u>、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長及び<u>図書館機構長</u></p> <p>(9) 物質－細胞統合システム拠点長</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) }                  (2) }                  (3) } (同 左)                  (4) }                  (5) }                  (6) }</p> <p>(7) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、<u>図書館機構長及び産官学連携本部長</u></p> <p>(9) (同 左)</p>
	<p>附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月1日から施行する。</p>